

水戸下市御用留（五）（文政10年～文政13年）

番 号	頁 段	年 代	件 名	発 給 関 係	備 考
1	5上	文政10. 閏6. 19	〔名主廻状〕（梓巫等口寄の義は不心得の至に付）	広瀬伝五衛門→（名主）	
2	5上	文政10. 7. 18	〔留書〕（織屋三九郎・源太郎・新平機場借用に付）	三郎平梓銀蔵→佐藤五衛門	
3	5下	文政10. 7. -	覚（川又次郎衛門娘、佐藤五衛門嬢の為人別除に付）	上青山村組頭 善兵衛印→裏老町目御名主 利兵衛殿	
4	5下	文政10. 7. -	覚（川又次郎衛門娘、佐藤五衛門嬢の為人別除に付）	本老町目人別組頭 平吉 印・裏老町目名主 利兵衛印→上青山村御組頭 善兵衛殿	3の訂正文
5	6上	文政10. 8. 4	〔留書〕（笠原へ遣わす自然石に付）		
6	6上	文政10. 8. 8	〔留書〕（三九郎・荻原真平・常見善衛門織屋致候に付）		
7	6下	文政10. 8. 14	〔留書〕（柄杓の規格の件）		
8	6下	文政10. 8. 18	〔奉行所達〕（町役人罷出御案内可致候件）	小室佐吉→-	雨天延期
9	7上	文政10. 9. -	口上覚（此度男子出生仕に付）	佐藤五衛門→-	宛てなし 無印4日
10	7上	文政10. 閏6. 1	〔奉行所達〕（道橋掃除申付の件）	広瀬伝五衛門→-	
11	7上	文政10. 7. 11	〔奉行所達〕（鮭殺生不相成に付）	照沼庄八→-	
12	7上	文政10. 7. 26	〔奉行所達〕（御町内御橋之内破損等の件）	照沼庄八→-	
13	7下	文政10. 7. -	乍恐口上覚（真菰為蒞候様被仰付候に付）	下御町 名主共→御町御役所様	
14	7下	文政10. 8. 18	〔奉行所達〕（町役人罷出御案内可致候件）	小室佐吉→-	8と関連
15	7下	文政10. -. -	〔奉行所達〕（御頭様御町御見分に付）		
16	8上	文政10. 8. 21	〔奉行所達〕（御頭様御廻に付）	小室佐吉→左近司長三郎殿	御頭様御廻にたいする対応などについて
17	8下	文政10. 8. 21	〔奉行所達〕（道橋掃除申付の件）	小室佐吉→-	
18	8下	文政10. 10. 19	〔奉行所達〕（五分利付并無利足年賦御返済の件）	広瀬伝五衛門→左近司長三郎殿	
19	8下	文政10. 10. 25	〔留書〕（御下ヶ金の件）		御下ヶ金の出願期間
20	8下	文政10. 10. 25	〔留書〕（馬市会所江御見舞に参り候に付）		
21	9上	文政10. 12. 22	〔留書〕（鞆袴に遣候処出奔致候に付）	八百屋惣吉→平四郎殿分	鞆師平四郎が拵えた品が質物になっていたので引取りたい
22	9下	文政10. 3. 1	覚（質入之品品主へ御返に付）	佐藤五衛門→本三町目 惣五郎殿	
23	10上	文政10. 3. 4	覚（質入之品品主江御返しに付）	佐藤五衛門→青物町 藤屋惣吉殿	
24	10上	文政10. -. -	〔留書〕（屋台唐破風町内組頭へ渡す）		
25	10下	文政10. -. -	亥暮諸指銭帳		請取人 名主 利兵衛
26	12下	文政10. 12. -	〔公儀触〕（殺害人人相書に付）	老中→新阿弥→御城付共	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
27	13上	文政11. 2. 4	〔公儀触〕(殺害人御尋に付達)	青山下野守殿→新阿弥→-/広瀬伝五衛門 →名主	老中より新阿弥を経て出された達を広瀬伝五衛門が廻状として出したもの
28	13上	文政10. 9. 12	覚(金銀出入奉行所ニ而取上ニ付)		
29	13下	文政10. 9. 13	〔留書〕(金銀出入奉行所に而取上に付)		28の再触書
30	14上	文政10. 11. -	〔留書〕(小石川御焼失に付御見舞の件)		
31	14下	文政10. 8. 26	〔奉行所達〕(織屋妻娘等に酒の相手に指まじきこと)	小室左吉→-	
32	14下	文政10. 9. 3	〔廻状〕(道橋掃除に付)	小宮伴右衛門→-	
33	14下	文政10. 9. 3	〔奉行所達〕(三味堂能化入山付)	小宮伴右衛門→佐藤五右衛門殿	
34	15上	文政11. 1. -	乍恐以書附奉願上候事(古来より年寄役精勤仕候故何卒御慰労被成下候ニ付)	佐藤五右衛門・落合長四郎・左近司長三郎 →御町奉行所様	
35	18上	文政11. 9. 14	〔奉行所達〕(吉田明神蔡二付相廻候間町役人案内之件)	小宮伴衛門→-	
36	18上	文政11. 10. 26	〔奉行所達〕(道橋掃除申候付)	広瀬伝五衛門→-	
37	18下	文政11. 11. 22	〔奉行所達〕(道橋掃除之件)	照沼庄八→-	「相馬因幡守殿次男御通行ニ付」
38	18下	文政11. 11. 27	〔奉行所達〕(小石川御本殿御主殿不残御焼失二付)	照沼庄八→-	「重立候御町人共御機嫌親可申事」
39	18下	文政11. 11. 29	〔奉行所達〕(火之元改番二付)	照沼庄八→-	
40	19上	文政11. 12. 10.	〔奉行所達〕(奇特に付名主家格に申付の旨)	→本一町目 立原屋十左衛門	
41	19上	文政11. 12. 10	〔奉行所達〕(御用金申付候二付)	小宮伴衛門→加藤又衛門殿	
42	19上	文政11. 12. 11	〔奉行所達〕(中納言様峯姫君様御引移の件)	小室左吉→-	
43	19下	文政11. 3. 29	〔奉行所達〕(御城役所江出仕の件)	照沼庄八→佐藤五衛門殿	
44	19下	文政11. 3. 29	〔町奉行達〕(佐藤五衛門一代年寄並之次坐格申付に付)	→御町奉行中江	
45	19下	文政11. 5. 26	〔奉行所達〕(御祭礼休宿御勤に付)	広瀬伝五衛門→佐藤五衛門殿	
46	19下	文政11. 4. -	覚(御宿相勤候に付)	佐藤五衛門 印→広瀬氏	宛なし、5月28日に広瀬氏へ持参
47	20上	文政10. 12. 11	〔奉行所達〕(中納言様峯姫君様御引移りに付)	小室左吉→藤柄町より順町当て	
48	20上	文政10. -. -	〔留書〕(上田作十郎御用金書抜に付)		作十郎の御用金詳細。25ヶ年賦へ入。

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
49	20下	文政10. 一. 一	覚(御用金履歴)		御用金帳から過去の分を書抜
50	21下	文政11. 1. 一	[留書](元日年頭佐藤五衛門相勤めに付)		元日に上下町役人が集まって宴会カ
51	21下	文政11. 一. 一	[留書](九拾才に相成り候者有之候哉に付)		
52	21下	文政11. 1. 11	[廻状](博奕無之様可申付候二付)	小室伴衛門→名主へ廻状	その他、寺社方遊民人別帳可相納事
53	22上	文政11. 1. 11	[廻状](伝馬遣ひ高并当子年諸職人馬持人吟味に付)	高野亭助・中川彦四郎→名主へ廻状	
54	22上	文政11. 1. 11	[廻状](寺社門前諸職人并馬持人御吟味に付)	高野亭助・中川彦四郎→宝鏡院様・田所齊宮様・千軽要人様・清巖寺様・薬王院様	
55	22上	文政11. 1. 一	口上覚(学稼新書・農家徳用志之儀の件)	本町目清左衛門印→/本町目太三郎印・右名主利兵衛印→御町御役所様	経営のためこの作り方専用の本が手に入るようにして頂きたい
56	22下	文政11. 一. 一	[用状](学稼新書板行に付序文)	(組頭太三郎)→(小宮氏)	
57	22上	文政11. 1. 一	舩銭割合覚	裏町目名主 利兵衛印→御町御役所様	佐藤五衛門殿御免間口
58	23下	文政11. 2. 19	[奉行所達](御鹿狩之間火之元致大切ニ候二付)	広瀬伝五衛門→名主江廻状	
59	24上	文政11. 2. 19	[奉行所達](昼夜立番出シ火の元大切に仕候に付)	広瀬伝五衛門→名主町当て	孝恭院様五十回忌に付
60	24上	文政11. 2. 20	[奉行所達](利兵衛極窮ニ付)	広瀬伝五衛門→佐藤五衛門殿	江戸町橋金拝借金六拾両五分利にて上納
61	24上	文政11. 2. 一	[伺書](人別送書付苗字を書遣に付伺)	清水町名主 紋兵衛印→御町御役所様	苗字御免でないものが苗字を使った事について伺い
62	24下	文政11. 2. 21	[留書](町用指出金勘定掛り申付に付)	広瀬伝五衛門→佐藤五衛門殿	
63	24下	文政11. 2. 24	[留書](人別送り書付苗字を認め参り候に付)		苗字御免でないものが苗字を使った事に付いて伺い、61と関連
64	25上	文政11. 2. 24	[留書](台松院にて御法席に付)		図あり、御法席に関する仕事の内容
65	25下	文政11. 2. 24	[奉行所達](曲尺手町鹿嶋屋紋蔵由緒之もの江御用の儀に付)	広瀬伝五衛門→佐藤五衛門殿	
66	26上	文政11. 一. 一	[奉行所達](孝恭院様五十回御忌御法事ニ付御構御免被遊候ニ付)	→御町奉行中江	鹿嶋屋紋蔵の追放が恩赦された
67	26上	文政11. 3. 29	[廻状](自身番引候迎火之元其外油断不仕ニ付)	照沼昭八→藤柄町より町順名主	其の外、御祭礼御見分の案内について

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
68	26下	文政11. 3. 29	[奉行所達] (御用之儀有之候条麻布上下着用ニ付)	照沼昭八→佐藤五衛門殿	
69	26下	文政11. 一. 一	[留書] (佐藤五衛門年寄並の次座格に被申付に付)		御礼廻りにいった所について
70	27上	文政11. 一. 一	[覚書] (御町御見分ニ付御案内致候ニ付)		御休宿でのことについて
71	27上	文政11. 4. 9	[留書] (神輿御仮殿江御下り御刻限之儀、人足共正五ツ前に相揃候様に付)	小室左吉→佐藤五衛門殿	町役人は人数確認できるまで一人は詰めていること
72	27上	文政11. 4. 13	廻状写 (御祭礼ニ付)	小室左吉→藤柄町より町順当て	御祭礼時の御輿や見回りなどについて
73	27下	文政11. 一. 一	覚 (祭礼に付人足書上)		
74	28下	文政11. 4. 13晩※	[留書] (御田楽并御廻りニ付)		御田楽并御廻りが延びた事とそれらの様子、佐藤五衛門が御用席を勤めた事など
75	29上	文政11. 一. 一	[廻状] (御祭礼無御滞相済候御祝儀に付)	小室左吉→藤柄町より順町名主当	
76	30上	文政11. 4. 25	[留書] (雨天に付渡御相成候申候ニ付)	(清水町名主方) →一	
77	30上	文政11. 4. 29	[奉行所達] (火之元鳥乱之為油断仕間敷ニ付)	小室左吉→藤柄町・裏巻町目・清水町・青物町・本五町目・志ほ町・本七町目・曲尺手町・十町目・下新町 右名主	
78	30下	文政11. 5. 8	[町年寄用状] (両御頭様江佐藤献上物ニ付)	佐藤五衛門→高野亮助様	矢田登様への分
79	30下	文政11. 5. 8	[用状] (樋に相請取、御頭様江指出候に付)	高野亮助→佐藤五衛門様	77と関連、返事
80	30下	文政11. 5. 8	[町年寄用状] (河方作左衛門様の方へ献上物ニ付)	佐藤五衛門→綿引次八郎様	77と関連
81	30下	文政11. 5. 8	[用状] (献上物御遣し致披露候に付)	綿引次八郎→佐藤五衛門様	79への返事
82	31上	文政11. 5. 11	[年寄用状] (右之通に付、留め置き下されたし)	五衛門→長三郎様	77から80までのまとめカ
83	31上	文政11. 5. 26	[奉行所達] (道橋掃除申付候に付)	小宮伴衛門→一	本多弾正少弼殿通行
84	31上	文政11. 4. 一	覚 (御宿相勤候ニ付金式百疋被下置候件)	佐藤五衛門印→一	請取候旨広瀬氏へ白半切へ認め納めた。奥書あり：5月28日。
85	31上	文政11. 6. 一	口上 (荒神様御出社に付御宿之件)	曲尺手町名主 忠次郎印→御町御年寄衆	
86	31下	文政11. 6. 一	口上覚 (荒神御出社之御御宿之儀に付)	本七町名主 太市郎→(御町御役所様)	84と85の両通、15日に出て同日小宮氏へ出す
87	31下	文政11. 6. 16	[廻状] (荒神祭雨天に付明十七日出社に仕度旨に付)	千惣要人→加藤五衛門様・左近司長三郎様・落合長四郎様・佐藤五衛門様	
88	32上	文政11. 6. 17朝※	口上覚 (子供共十八日夜より明りを付、祭中広小路江指置申度旨に付き)	七軒町組頭 吉兵衛印・裏巻町名主 利兵衛印→御町御役所様	
89	32上	文政11. 6. 17昼※	[留書] (願之通相済候に付き)		87と関連

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
90	32上	文政11. 6. 19夕	乍恐以書付奉願上候(燈籠奉納仕度に付)	裏七町目 林木町 者共→本七町目名主 太市郎印→御町御役所様	
91	32下	文政11. 6. 20	口上(荒神帰社之儀、明廿一日二日送に付)	手輕要人→加藤又衛門様・左近司長三郎様・ 落合長四郎様・佐藤五衛門様	その他、材木町燈籠は願之 通にという達
92	32下	文政11. 6. 20	口上覚(町内子供共為信心燈籠指出申度に付)	紺屋町組頭 利八印・右名主 利兵衛印→ 御町御役所様	
93	32下	文政11. 一. 21	[留書](とふろふ江鳴物を入申度趣相済に付き)		91と関連
94	32下	文政11. 6. 22	廻状(中納言様峯姫君様小石川御殿江御引移に付)	小室左吉→町中名主当て(藤柄町より)	
95	33上	文政11. 7. 4	[奉行所達](公辺より湊村江罷下候人江給仕子差 出候に不及由に付き)	照沼庄八→左近司長三郎殿/照沼庄八→順 町当て	御勘定三輪満蔵の見分につ いてとその賄い、矢田登殿 の奥御番頭就任について、 廻状の日付は7月16日
96	33下	文政11. 7. 16※	[留書](大高織衛門かつけの気味にて御役相勤兼 候由に付)		役をおりたい旨を願上げて いる
97	33下	文政11. 8. 5	[奉行所達](中山備中守殿死去被致所御停止触之 儀に付き)	照沼庄八→加藤又衛門殿	
98	33下	文政11. 8. 14	[奉行所達](御町奉行被仰付候に付)	広瀬伝五衛門→惣名主江	御町人共御祝義申上候に付
99	34上	文政11. 8. 14	[奉行所達](鳴物・殺生御停止に付)	広瀬伝五衛門→惣名主江	「武公様十三回御忌被当候 付」
100	34上	文政11. 9. 2	[奉行所達](三口金残金御申出可有之候に付)	広瀬伝五衛門→佐藤五衛門殿	
101	34上	文政11. 9. 7 ~9. 3	[用状](人馬并風流物等相揃候様に付)	田所齊宮→佐藤五衛門様	99と関連、「三口金不残貸 出置申候而手元に無御座候」
102	34上	文政11. 9. 7 ~16※	[留書](額田久兵衛様御内御用人鈴木喜衛門殿御 抱に罷成候に付)		
103	34下	文政11. 9. 14	[奉行所達](町役人罷出案内可致候に付)	照沼庄八→藤柄町より下新町迄、名主へ廻 状	吉田明神祭に付
104	34下	文政11. 9. 17※	[留書](願之通退役被仰付候に付)		
105	34下	文政11. 8. 5	[廻状](中山備中守様、御死去之所、御停止之儀 何等之儀も無之旨御達ニ付)	軍司太朗次→軍司太左衛門殿・中川忠衛門 殿・下金町組頭 紋左衛門殿・鉄砲町組頭 平次郎殿・菅又伊兵衛殿・奈良屋町組頭 勤兵衛殿	96と関連
106	35上	文政11. 10. 11	[留書](御暇御願申上)		在方縁家江悴不幸之礼返し
107	35上	文政11. 10. 16夕	[留書](御達書等私共預り処失念延引仕候に付今 日廣瀬氏江相納申候事)		

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
108	35上	文政11. 10. 17	〔留書〕(御町奉行様御町廻りに付)		
109	35下	文政11. 10. 17	〔廻状〕(町内故障等茂無御座候哉及相談候に付)	→名主江廻状	
110	35下	文政11. 10. 17	〔奉行所達〕(御男子様松平悦五郎様と奉称候に付)	小室左吉→下町惣名主江廻状	
111	36上	文政11. 10. 24	〔公儀触〕(古金銀之儀追々新金銀二引替候に付)	水野出羽守→新阿弥→御城付/小室左吉→順町名主当テ廻状	
112	36上	文政11. 10. 29	〔奉行所達〕(火之元大切に可申付候に付)	小室左吉→藤柄町より順町名主	
113	36下	文政11. 11. 19	〔留書〕(御用金之儀に付)		御用金を上町512両下町488両に割当
114	37上	文政11. 11. 26	〔奉行所達〕(御町人共寒念仏唱歩行候儀に付)	照沼庄八→町順へ名主当テ廻状	
115	37下	文政11. 11. -	〔伺書〕(下御町御用金高の儀に付)	下御町 名主共→御町年寄衆	下御町→統年々衰微仕候に付
116	37下	文政11. 11. 29	〔廻状〕(御呼出之者病気の節者見届けに付)	佐藤五衛門→名主一同江廻状に出す	他、普請金の儀
117	38上	文政11. 11. 29	〔奉行所達〕(火之元改之儀に付)	照沼庄八→順町当テ廻状	
118	38上	文政11. - 晦	〔留書〕(御休御宿之儀に付)		名主太市郎相勤申候由
119	38上	文政11. 11. -	口上之覚(髪結頭庄次郎江揚銭等之儀に付)	裏四町目組頭 新吾印・右町名主 紋兵衛印→御町御役所様	
120	39上	文政11. 12. 6	〔奉行所達〕(御評定所役所江罷出候様御達に付)	広瀬伝五衛門→落合長四郎殿	12月7日付達「御町医 棚谷勇軒・皆川寿鎌此度獄舎療治申付候条」
121	39上	文政11. 12. 15	〔留書〕(御見舞に御宅迄出候様御達に付)		中山庄司左衛門殿にて御小児御不幸に付
122	39上	文政11. 12. -	乍恐口上書付を以奉願上候事(御用金指支申候儀に付)	下御町 名主共・清水町名主 紋兵衛印・青物町名主 伝兵衛印→御町御役所様	
123	39下	文政11. 12. 16	〔奉行所達〕(御町内火之元大切に致候に付)	広瀬伝五衛門→順町名主当テ御廻状	
124	39下	文政11. 12. 22	〔奉行所達〕(諸国酒造之儀勝手次第可致酒造旨に付)	→/広瀬伝五衛門→藤柄町より町順廻状	
125	40上	文政11. 12. 23	〔奉行所達〕(御用金之儀御差出可有之候に付)	広瀬伝五衛門→佐藤五衛門殿	
126	40上	文政11. 12. 23	〔留書〕(御用金調へ請書共并願書指出候様に付)		
127	40上	文政11. 12. 24	〔奉行所達〕(御用金面付御城出仕前迄に御差出可有之候に付)	広瀬伝五衛門→佐藤五衛門殿	
128	40上	文政11. 12. 25	〔奉行所達〕(御用金納之儀に付)	広瀬伝五衛門→左近司長三郎殿	
129	40下	文政11. 12. 28	〔奉行所達〕(式歩判金之儀金座極印之文字草字に相直し候に付)	→/広瀬伝五衛門→藤柄町より下新町迄名主へ廻状	
130	40下	文政11. 12. 29	〔奉行所達〕(御用金面付別紙相廻申候に付)	広瀬伝五衛門→佐藤五衛門殿	126と関連カ

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
131	40下	文政10. 12. -	水道守切米取立帳	小宮伴右衛門印・広瀬伝五衛門→-	
132	41下	文政11. 12. -	水道守切米取立帳	小宮伴右衛門印・広瀬伝五衛門→-	
133	42上	文政11. 12. -	子暮諸指銭帳 七軒町	組頭 吉兵衛印・名主 利兵衛印→-	
134	42下	文政11. 12. -	子暮諸指銭帳 裏老式町目	組頭 吉兵衛印・名主 利兵衛印→	
135	43上	文政11. 12. -	子暮諸指銭帳 紺屋町	組頭 利八印・名主 利兵衛印→-	
136	43下	文政11. 12. -	子暮諸指銭帳 本老町目	組頭 太三郎印・名主 利兵衛印→-	
137	44上	文政11. 12. -	子暮諸指銭帳 江戸町	組頭 四郎兵衛印・名主 利兵衛印→-	最後に「右子暮諸指銭補帳 江相認め名主利兵衛方江前 渡等指引相渡し申候事 丑 三月廿日夜」とある
138	44下	文政12. 4. 27	〔奉行所達〕(質屋相初立度旨願出に付)	広瀬伝五衛門→落合長四郎殿	
139	45上	文政12. 1. -	〔届書〕(五拾七ヶ年相勤申候段書上に付)	十町目名主 銀蔵印→御町御年寄衆	
140	45上	文政12. 1. 9	覚(御雇給士申付置候に付)		
141	45下	文政12. 1. -	口上覚(身分によって宛名に殿をつけるかどうかに 付いて)		
142	45下	文政12. -. -	〔留書〕(幼若之身柄二而両親江致孝行候に付)	又衛門→五衛門様	附属状あり
143	47上	文政12. 1. 15	〔留書〕(家業出精致候段御褒美に付)		
144	47上	文政12. 1. -	問屋山田清左衛門償間口舩銭割	十町目名主 銀蔵印→御町御年寄衆	
145	47下	文政12. 1. 19	〔奉行所達〕(加藤又衛門御格式御直に付)	照沼庄八→左近司長三郎殿	「文通振伺之趣」
146	48上	文政12. 1. 19	〔町年寄用状〕(別紙の旨御覧下されたきに付)	長三郎→又衛門様	
147	48上	文政12. 1. -	〔留書〕(名主中并兼次格へ様の字を使わない旨)		
148	49上	文政12. 1. 24	〔公儀触〕(御矢倉方御金物細工人召抱に付)	若年寄→御町奉行中	
149	49上	文政12. -. -	〔留書〕(小宮表座敷ニテ居所等の図)		
150	49下	文政12. 1. 24	〔留書〕(一代苗字御免被遊候に付)		浜田村庄屋本四町目伊勢屋 の仁兵衛について
151	49下	文政12. -. -	〔留書〕(御用金返済度々不足に付)		
152	50上	文政12. 1. -	覚(金利去子年返済分此度返済に付)	加藤又衛門印・左近司長三郎印・落合長三 郎印・佐藤五衛門印→-	
153	51下	文政12. 1. -	覚(御用金去子年分此度御返済に相成候に付)	加藤又衛門印・左近司長三郎印・落合長三 郎印・佐藤五衛門印→-	150と関連、延六拾九番御 用留落合氏より借用書
154	54下	文政12. -. -	覚(御用金下御町での割当)		
155	58上	文政12. 2. 10	〔公儀触〕(古二朱判通用停止に付)	水野出羽守→新阿弥→御城付/小室左吉→ 町順名主	引替にかかる移動の費用を 負担する場合は有る旨
156	58下	文政12. 2. 10	〔留書〕(養老初御蔵方より無滞頂戴仕申候に付)		

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
157	58下	文政12. 2. 9	差上申一礼之事(紛失之品之儀に付)	水戸本貳町目 家持 重兵衛印・組頭 清兵衛印・名主 伝兵衛印→火附盗賊御改彦五郎様御組 八木田利左衛門様/家持 重兵衛印・組頭 清兵衛印・名主 伝兵衛印	
158	59上	文政12. 3. 5	覚(小石川御殿御焼失に付御用金被仰付候儀)	加藤又衛門・左近司長三郎・落合長四郎・佐藤五衛門→-/井上治郎太夫印・長瀬三衛門印→加藤又衛門殿・左近司長三郎殿・落合長四郎殿・佐藤五衛門殿	
159	59下	文政12. - . -	[留書](長瀬長三郎殿御印相貫候儀)		後欠
160	59下	文政12. 5. 9	[留書](小村九郎兵衛殿年寄並被仰付候に付)		
161	59下	文政12. 3. 24	[留書](露弘供奉之儀)		露弘供奉の行列が乱れる事についての相談
162	60上	文政12. 3. 29	[奉行所達](諸事相心得火之元等油断不仕候事)	照沼庄八→町順名主	
163	60下	文政12. 3. 29	[奉行所達](御買物方御用之白木綿御買上に付)	照沼庄八→順町名主当て	
164	60下	文政12. 3. 29	[奉行所達](威公様百回御忌之為鳴物・殺生御停止に付)	照沼庄八→順町名主当て	
165	60下	文政12. - . -	[留書](御町御検分之様子)		
166	61上	文政12. 4. 11	[奉行所達](御祭礼風流物の儀)	広瀬伝五衛門→藤柄町より町順下新町迄十支配右名主当て	
167	61下	文政12. 4. 11	覚(祭礼に付人足書上)		右指紙廻状江添へ相廻り申候事
168	62上	文政12. 4. 11	[奉行所達](御制礼破れ之儀在之節は役所江申出候儀)	広瀬伝五衛門→佐藤五衛門殿	
169	62上	文政12. 4. 14	[留書](御役所御扣宿之儀に付)		
170	62下	文政12. 4. 14	[奉行所達](御祭礼出人赤飯請取之指図直り在之に付)	広瀬伝五衛門→町順名主当て	
171	62下	文政12. 4. -	覚(祭礼人足書上の名前を中川彦四郎一名に変更する件)		167に関連
172	62下	文政12. - . -	[留書](御頭様御通筋相廻り之様子)		
173	63上	文政12. 4. 29	廻状(火之元油断無之様可申付候に付)	広瀬伝五衛門→藤柄町より順帳名主	
174	63下	文政12. 5. 1	[奉行所達](道橋掃除申付に付)	照沼庄八→藤柄町より下新町迄名主へ廻状	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
175	63下	文政12. 5. -	拝借仕馬金之事	問屋 山田清左衛門印・同 石田与衛門印・御町年寄 佐藤五右衛門印・同 落合長四郎印・同 左近司長四郎印・同 加藤又衛門印→中山庄司左衛門・河方作左衛門→中村五藤次殿・佐野源太左衛門殿	
176	64上	文政12. 5. - ~6夕	差上申手形之事 (質屋株冥加金拝借仕候に付)	本七町目拝借人 清三郎印/本七町目組頭 勘兵衛印・同町名主 太一郎印→御町御役所様	
177	64上	文政12. 5. 7	[奉行所達] (往還馬金拝借人御吟味に付)	小室伴衛門→左近司長三郎殿	
178	64下	文政12. 5. -	[届書] (往還御用馬不足に付拝借被仰付候に付)	山田清左衛門印・石田与衛門印・佐藤五衛門印・落合長四郎印・左近司長三郎印・加藤又衛門印→御町御役所様	拝借割当
179	65上	文政12. 5. 11	[留書] (馬金今日貸出候旨申に付)		
180	65上	文政12. 5. 13	[奉行所達] (諸士中御町内湯屋江入湯致候儀は不相成段に付)	照沼庄八→藤柄町より下新町迄名主へ廻状	
181	65下	文政12. 5. 13	[奉行所達] (御町内庇下囲込願の儀に付)	照沼庄八→左近司長三郎殿	
182	65下	文政12. - . -	[留書] (囲込願書の儀に付)		
183	66上	文政12. 5. 12	請取申金鑑之事 (為御救上下御町造酒屋共役銭金鑑に付)	佐野源太左衛門・中村吾藤次 印→御町年寄 加藤又衛門殿・搞茂次衛門殿	
184	66上	文政12. - . 13	[留書] (佐野殿へお届けに付)		
185	66上	文政12. - . -	[留書] (蔵有院様百五拾回御忌御法事に付)		
186	66下	文政12. 5. 20	[奉行所達] (御救願弥難渋無相違もの計取次可指出候に付)	照沼庄八→佐藤五衛門殿	
187	66下	文政12. - . -	[留書] (名主役被仰付に付)		
188	67上	文政12. 5. 25	[奉行所達] (御町年寄見習申付候に付)	照沼庄八→藤柄町より下新町迄名主	小林林蔵
189	67上	文政12. 5. 25	[奉行所達] (今日被致死去候に付)	照沼庄八→佐藤五衛門殿	
190	67上	文政12. 5. 25	[奉行所達] (休宿御勤に付)	広瀬伝五衛門→左近司長三郎殿	
191	67上	文政12. 5. 25	覚 (御祭礼之節御宿相勤候に付)	左近司長三郎印→-	
192	67下	文政12. 5. 25	[留書] (御町年寄被仰付に付)		小林林蔵
193	67下	文政12. 5. 27	[奉行所達] (御死去御葬に付)	照沼庄八→佐藤五衛門殿	他、商荷武士小路往復禁止について
194	68上	文政12. 6. 2	[奉行所達] (商荷物武士小路通行致候儀者不相成御法に付)	小室左吉→藤柄町より下新町迄	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
195	68上	文政12. 6. 3	[留書] (商荷物枝川江送り候節に付)		
196	68下	文政12. 6. 9	[奉行所達] (御太刀等掛為御用に付)	小室左吉→加藤又衛門様	
197	68下	文政12. 6. 11	[奉行所達] (普請・武芸御停止に付)	小室左吉→惣名主江廻状	太真様御逝去被遊候に付
198	69上	文政12. 6. 12	[留書] (白井殿御不幸に付)		
199	69上	文政12. . -	[留書] (諸土中屋敷江裏道を付候儀は不相成儀に付)		
200	69上	文政12. 6. 23	[奉行所達] (道橋掃除申付に付)	小室左吉→藤柄町より町順に下新町まで末々右名主	
201	69上	文政12. 6. 25	[奉行所達] (転役致候に付)	小室左吉→右藤柄町より下新町まで名主当て廻状	
202	69下	文政12. . -	[留書] (御染御用達に付)		
203	69下	文政12. 7. 2	覚 (小間口懸割合に付)	照沼庄八→左近司長三郎殿	芦などの刈捨の代納
204	70上	文政12. . -	[留書] (割合取立相納候儀に付)		203と関連カ
205	70上	文政12. 7. 5	[届書] (千波真菰根引外捨等人足賃錢に付)	本七町目名主 太一郎印・曲尺手町名主 忠次郎印→御町御役所様	
206	70上	文政12. . 9朝	[留書] (水道掛り之者共野羽織之義に付)		
207	70下	文政12. 6. -	[公儀触] (南鐮耆朱銀之義に付)	水野出羽守殿→新阿弥→御城付共/小宮伴衛門→-	
208	70下	文政12. 7. 21	[奉行所達] (南鐮耆朱銀之儀に付)	小宮伴衛門→藤柄町・裏耆町目・清水町・青物町・本五町目・志保町・本七町目・曲尺手町・十町目・下新町 右名主	
209	71上	文政12. 8. -	口上覚 (男子之捨子有之由に付)	裏耆町め名主 利兵衛印→御町御役所様	
210	71上	文政12. . -	[留書] (西丸御誕生之御男子様御事)		
211	71下	文政12. 7. -	[公儀触] (引替金之儀に付)	水野出羽守殿→新阿弥→御城付/廣瀬伝五衛門→藤柄町より下新町迄、町順名主当廻状	奥書「8月11日」
212	71下	文政12. 8. -	乍恐以書付奉願上候事 (三口金懸りに付)	佐藤五衛門印→御町御奉行所様	
213	72上	文政12. . 4朝	[留書] (芝居等無賃御免之御役方に付)		
214	72下	文政12. . -	[留書] (預り金之儀に付)		215と関連
215	73上	文政12. . -	[留書] (預り金之儀に付)		文政5年2月と文政9年1月の付属文書あり
216	73下	文政12. 10. -	口上覚 (金子之儀に付)	佐藤五衛門印→ (小宮氏)	215と関連
217	74上	文政12. . -	[留書] (売買致候もの之由に付)		濃茶薄茶の値段

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
218	74上	文政12. 10. 18	〔奉行所達〕（御忌に付）	小室左吉→藤柄町より新町迄、名主当廻状／小室左吉→加藤又衛門様	奥書「10月18日」
219	74下	文政12. ー. ー	〔留書〕（中納言様御逝去被遊候に付）		
220	75上	文政12. ー. 20	〔留書〕（履歩行夫役に出し候由に付）		
221	75上	文政12. ー. 20	〔留書〕（御雇い廻り之与力衆夕飯の儀に付）		
222	75下	文政12. 10. 20	〔留書〕（道具寄せ場等借用の儀）		
223	75下	文政12. ー. 19夕	〔留書〕（文公様御法事御延に相成候に付）		
224	75下	文政12. ー. ー	〔留書〕（当春之御用金残納の儀に付）		
225	75下	文政12. 10. 21	〔奉行所達〕（御通棺御道筋御町奉行衆見分に付）	広瀬伝五衛門→藤柄町より下新町迄、名主江廻状	
226	76上	文政12. 10. 21	〔奉行所達〕（火之元大切にいたし候儀に付）	小室左吉→藤柄町より下新町迄、名主廻状	
227	76上	文政12. ー. ー	〔留書〕（御老中使者宿入用之品附）		
228	76下	文政12. ー. ー	〔留書〕（御連枝様方御使者宿にて入用之品附）		
229	77下	文政12. ー. ー	〔留書〕（下御町御通棺之由に付）		
230	77下	文政12. 10. 20	〔留書〕（御加役寄力衆休宿の義に付）		
231	77下	文政12. 10. 22	〔奉行所達〕（御通棺前御道筋見分に付）	小室左吉→例之通順町廻状	
232	77下	文政12. ー. 22	〔奉行所達〕（止宿に相成候義に付）	吏（使）市蔵→八町目三升屋 半衛門・本五町め太田屋 半蔵・青物町曙 市蔵・裏四町目町田屋 儀兵衛・本式町目泉屋 半兵衛・志ほ町 吉左衛門	
233	78上	文政12. 10. 22	〔奉行所達〕（御老中方御使者宿に付）	小室左吉→加藤又衛門様	
234	80上	文政12. ー. ー	〔留書〕（中納言様御諡号之義に付）		
235	80上	文政12. ー. 22	〔留書〕（御通棺之節水溜り等無之様）		
236	80上	文政12. 10. 23	〔奉行所達〕（中納言様御諡号之儀に付）	小室左吉→藤柄町より下新町迄、右名主	
237	80上	文政12. 10. 23	〔用状〕（御町人共夫々之掛り申付候に付）	落合長四郎→例之通廻状出す	
238	80下	文政12. 10. 23.	〔留書〕（駕籠申付候に付）		
239	80下	文政12. 10. ー	覚（人馬継立に付）	石田与衛門・山田清左衛門→	問屋場手伝い・御供衆の急な宿用意・駕籠用意などに関して
240	82上	文政12. ー. 24	〔留書〕（問屋申出書拜借に付）		97に対しての返事
241	82上	文政12. 10. 24	〔留書〕（御付使者并御法事中御指下に相成候族の儀）		

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
242	83上	文政12. 一. 一	[留書] (御頭様御出に付町年寄申し合わせ)		御頭様の見回りのお供について
243	83上	文政12. 一. 25朝	[留書] (下町御通棺之由に付)		
244	83下	文政12. 10. 24	[奉行所達] (御休棺之節餅米等相廻候に付)	(藩庁) →常葉御郡方・御町方	
245	83下	文政12. 10. 25	[奉行所達] (道普請之儀に付)	小室左吉→九つ時出る、藤柄町より下新町迄名主江廻状	御通棺に付
246	83下	文政12. 一. 25※	[留書] (哀公様御通棺之節、御付使者の儀)		
247	84上	文政12. 10. 25	[奉行所達] (来月二日下御町御通棺に付)	小室左吉→藤柄町より下新町迄、名主当廻状	御通棺に付御町人共の仕度並び商売について
248	84下	文政12. 10. 25	口上覚 (月賦別口御上納に付)	下御町名主共、清水町名主 弥兵衛印・月番青物町名主代 久左衛門印→御町御役所様	
249	85上	文政12. 10. 25	覚 (御通棺に付辻堅め致候儀)	落合長四郎→藤柄町より下新町迄、名主江廻状出す	
250	85下	文政12. 10. 25	[奉行所達] (御通棺之節服紗麻上下着用)	小室左吉→加藤又衛門様	
251	85下	文政12. 一. 26	[留書] (穀高請取候儀)	(照沼氏) →-	
252	85下	文政12. 10. 27	[留書] (焚出申付之儀)		
253	86上	文政12. 10. 27	[奉行所達] (御見分に付町役人案内可致候儀)	小室左吉→-	
254	86上	文政12. 一. 一	[留書] (御通棺に付人足書上)		指引人・給仕并店若者・歩行夫役の人数
255	86下	文政12. 一. 27	[留書] (会所詰御役人衆より下々迄之道具の儀)		
256	86下	文政12. 10. 27	[奉行所達] (御通棺御道筋御見分之儀に付)	小室左吉→藤柄町より下新町迄、名主江廻状	
257	87上	文政12. 一. 一	[留書] (石屋共石を表江指置候儀)		
258	87上	文政12. 10. 27	覚 (御通棺に付辻堅致候に付)	落合長四郎→佐藤佐兵衛殿・嶋利兵衛殿・名主代 久左衛門殿・山田市郎衛門殿・林太一郎殿・山田忠次郎殿・玉川銀蔵殿・飯嶋源衛門殿	
259	87下	文政12. 10. 28	[用状] (使者番人指出候儀)	落合長四郎→塩町組頭中	
260	88上	文政12. 12. 一	丑暮諸指銭帳 七軒町	組頭 吉兵衛印・名主 利兵衛印→-	
261	88下	文政12. 12. 一	丑暮諸指銭帳 裏壺・式町目	組頭 吉兵衛印・名主 利兵衛印→-	
262	89上	文政12. 12. 一	丑暮諸指銭帳 紺屋町	組頭 理八印・名主 利兵衛印→-	
263	89下	文政12. 12. 一	丑暮諸指銭帳 本壺町目	組頭 太三郎印・名主 利兵衛印→-	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
264	90上	文政12. 12. -	丑暮諸指銭帳 江戸町	組頭紺屋町 四郎兵衛印・名主 利兵衛印 →-	
265	90下	文政12. 10. 25~28	〔用状〕(御通棺に付、宿々人馬用意の儀)	隼人 御印・豊後 御印・淡路 御印・肥後 御印→日光道中千住宿より水戸迄 右宿々 問屋 年寄/日光道中千住宿問屋 九郎左衛門・年寄 金六→/水戸城下問屋 石田与衛門印・山田清左衛門印→-	
266	91上	文政12. 10. 25	〔用状〕(峯姫君様御代拝の者に付)	隼人 無出座・出雲 御印・豊後 御印・淡路 御印・肥後 無出座→日光道中千住宿より水戸迄 右宿々 問屋 年寄/日光道中千住宿問屋 九郎左衛門・年寄 金六→/水戸城下問屋 石田与衛門・山田清左衛門→-	
267	92上	文政12. -. 28	〔留書〕(御頭様御出張に付)		
268	92上	文政12. 10. 28	〔用状〕(町役人廻り番之儀)	落合長四郎→名主代 久左衛門殿	
269	92上	文政12. -. 28	〔留書〕(炭・真木等買上ヶ置の儀)		
270	92上	文政12. 10. 28	〔用状〕(御通棺に付給仕の者袴着他)	落合長四郎→五十嵐紋兵衛殿	
271	93上	文政12. 10. 28	〔町年寄達〕(御給仕并指引人に罷出候者共の儀)	落合長四郎→佐藤佐兵衛殿・塙利兵衛殿・五十嵐紋兵衛殿・名主代 久左衛門殿・藤井久三郎殿・林太一郎殿	
272	93上	文政12. 10. 29	〔町年寄達〕(御役人衆御見分有之に付)	落合長四郎→名主代 久左衛門殿・山田市郎衛門殿	
273	93上	文政12. 10. 29	覚(大廻り人足の儀)	落合長四郎→-	
274	93下	文政12. 10. 29	覚(役所御用品の儀)		
275	93下	文政12. 10. 29	覚(御通棺御用に付請取申候儀)	佐藤五衛門印・落合長四郎印・左近司長三郎印→枝川村庄屋 伊衛門殿	
276	93下	文政12. 10. 29	〔町年寄達〕(御出張無御座候哉相伺候事)	落合長四郎→佐藤左兵衛殿	
277	94上	文政12. 10. 29	〔奉行所達〕(道橋掃除申付儀)	小室佐吉→藤柄町より下新町迄廻状	
278	94上	文政12. 10. -	口上覚(若者七人申付の儀)	裏一丁目名主 利兵衛印→御町御年寄衆	
279	94下	文政12. 10. 29	〔町年寄達〕(問屋場指引人)	落合長四郎→名主代 久左衛門殿・山田忠次郎殿・山田市郎衛門殿・玉川銀蔵殿	
280	94下	文政12. 11. 1	〔町年寄達〕(指引人廻状江落候問御申付に付)	左近司長三郎→嶋利兵衛殿	
281	94下	文政12. 11. 2	〔留書〕(御通棺に付御見送り候義)		

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
282	94下	文政12. 11. 1	以書付致啓上候(村切役人案内指出申候儀)	浜田御郡方→御町方	
283	95上	文政12. 10. 29	[町年寄達](御町より案内人罷出居候儀)	落合長四郎→-	
284	96上	文政12. -. -	[留書](御目附・御勘定奉行他罷出に付)		御見分の案内などや葬祭に 関して
285	97下	文政12. 11. 4	覚(御請取申上候儀)	桶師 吉兵衛印→御町御役所様	
286	97下	文政12. 11. 4	覚(人足指出可申候儀)	左近司長三郎→佐藤佐兵衛殿	
287	97下	文政12. 11. 4	[奉行所覚](町子供給仕之儀)	小宮伴衛門→左近司長三郎殿	
288	98上	文政12. 11. 5	[町年寄達](白銀町清三郎倅西之助、東会所へ 呼出に付)	左近司長三郎→山田市郎衛門殿	
289	98上	文政12. -. -	[留書](御賄之儀)		
290	98上	文政12. 11. -	覚(御新葬御法事に付御賄被下候に付)		
291	98下	文政12. -. -	[留書](向山にお泊まりに付)		
292	98下	文政12. -. -	[留書](御賄請け取らぬよう御達に付)		
293	98下	文政12. 11. 7	覚(御法事御執行に付)	照沼庄八→-	
294	99上	文政12. -. -	[留書](御使者之諸道具之義)		御法事の使者の日程など
295	99下	文政12. -. -	[町年寄達](御給仕御用申付の儀)	左近司長三郎→名主代役 三郎衛門殿	
296	100上	文政12. -. -	[留書](御賄いの取扱に付)		
297	100上	文政12. 11. -	覚(一汁五菜香物が金に付)	→市蔵	
298	100上	文政12. 11. 8	[町年寄達](紀州・尾州様使者の御宿に付)	左近司長三郎→嶋利兵衛殿	
299	100下	文政12. 11. 8	覚(公儀御老中衆御使者宿に付)	左近司長三郎→嶋利兵衛殿・名主代役三郎 衛門殿	
300	101上	文政12. 2. 8	[町年寄達](御救済金に付)	左近司長三郎→名主代役三郎衛門殿	
301	101下	文政12. 11. 9	[町年寄達](尾張様御使者支度宿に付)	左近司長三郎→佐藤佐兵衛殿・嶋利兵衛殿・ 五十嵐紋兵衛殿・名主代三郎衛門殿・薄井 久三郎殿・山田市郎衛門殿・林太市郎殿・ 山田忠次郎殿・玉川銀蔵殿・飯嶋源衛門殿	
302	102下	文政12. 11. 6	[用状](尾・紀様御使者下宿に付)	広瀬兵蔵→-	
303	104上	文政12. 11. 8	覚(人足水戸に罷越しに付先触)	村松遠江守→-	
304	104下	文政12. 11. 22	[奉行所達](哀公様御法事に付)	照沼庄八→-	
305	106上	文政12. 11. -	紺屋町使者番人日雇銭書上覚	紺屋町組頭理八印・裏沓町名主利兵衛印 →御町御役所様	
306	106下	文政12. 11. 24	雇歩行夫役兩人切米割	佐藤五衛門→惣町名主	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
307	107上	文政12. 11. 26	〔奉行所達〕(御台所頭名目改メニ付)	照沼庄八→佐藤五衛門	
308	107上	文政12. 11. -	口上覚(道普請見廻り・道具掛り等勤めに付)	御町年寄→-	
309	108上	文政12. 11. 29	〔奉行所達〕(火之元見廻りに付)	照沼庄八→-	
310	108下	文政12. 11. 22	覚(まんちう代金に付)	叶屋常三郎 印→御町方御役所様	
311	108下	文政12. 12. 1	〔留書〕(忠次郎宅にて食事に付)		
312	108下	文政12. 12. 12	〔奉行所達〕(寒念仏唱歩行禁止に付)	広瀬伝五衛門→惣名主	
313	109上	文政12. 12. 12	〔奉行所達〕(敬三郎様御養子并に御遺領御相続に付)	広瀬伝五衛門→惣名主	
314	109上	文政12. 2. -	〔留書〕(文化13年子閏8月御新葬に付支配々へ下し置かれ候御救金)	月番十町目・下新町→-	
315	109下	文政12. 12. -	乍恐以書付奉願上候事(極窮人御救に付)	下新町名主共→御町御役所様	
316	110下	文政12. 12. 15	〔奉行所達〕(祝儀等の事改めに付)	広瀬伝五衛門→藤柄町より下新町迄町順名主	
317	111上	文政12. 12. 18	〔留書〕(子供養育の御褒美のお礼に付)		
318	111上	文政12. 12. 19	〔留書〕(中山庄司左衛門伯父佐々木政衛門死去に付)		
319	111下	文政12. 12. 21	〔奉行所達〕(敬三郎様元服に付)	広瀬伝五衛門→藤柄町・裏巻町目・清水町・青物町・本五町目名主	
320	111下	文政12. 12. 22	〔留書〕(塩物見世に付)		
321	112上	文政12. 12. 18	覚(御欠所物代金に付)	初瀬平十郎 印・菅谷次兵衛 印・鈴木志路衛門 印・菊地太衛門 印・村上传次郎 印・加藤伝九郎 印・岡部五郎衛門 印→加藤又衛門殿	
322	112下	文政12. 12. -	口上覚(婚礼・葬送・祝儀等の事改めに付)		
323	113上	文政12. 12. -	〔奉行所達〕(蛭子講の儀に付他)	-→上御町名主共	
324	113上	文政12. 12. -	〔奉行所達〕(上下御町にて食事の事に付)	塙茂次衛門→加藤又衛門様	
325	114上	文政12. 12. -	〔届書〕(吉田明神御祭礼に付入用)	桧物町組頭 金兵衛 印・本四町目人別組頭 清兵衛 印・本式町目組頭 重兵衛 印・本四町目名主代 久左衛門 印・本三町目同 三郎衛門 印→御町御役所様	
326	115上	文政12. 12. -	〔届書〕(祭礼入用に付小間口割の書上)		
327	116下	文政12. -. -	〔留書〕(元日献立に付)		
328	116下	文政12. -. -	〔留書〕(塙茂次衛門申)		

番 号	頁 段	年 代	件 名	発 給 関 係	備 考
329	116下	文政12. 12. -	口上覚 (御使者番雇銭に付)	奈良や町名主 勘兵衛 印・馬口芳町同 忠兵衛 印・上金町同 重三郎 印・泉町 同 伊兵衛 印・下金町同 柴山市次郎 印・同町同佐左衛門→御町御年寄様中	
330	117上	文政13. 1. 3	(奉行所達) (哀公様御忌日直しに付)	小宮伴衛門→藤柄町より下新町迄名主	
331	117上	文政13. 1. -	乍恐以書付奉願上候事 (老衰に付名主役御免願いの事)	十町目名主銀蔵→八町目人別組頭 市三郎 印・同町組頭 茂兵衛 印・九町目組頭 吉兵衛 印→御町御奉行所様	
332	117下	文政13. 1. 17	(留書) (水道碑石に付)	→水道掛り	
333	118上	文政13. 1. 17	(留書) (銀蔵休役申し付けの事)		
334	118上	文政13. 1. -	口上覚 (名主役等替の節御用留目録見届の事)	御町年寄→御役所様	
335	118下	文政13. 1. -	口上覚 (裏七町目利八一代三間町役御免願いのこと)	御町年寄→御役所様	
336	119上	文政13. 1. -	(留書) (清水道碑外囲之図)		
337	119上	文政13. 1. 21	(奉行所達) (名主役立替の節御用留目録見届の事)	小宮伴衛門→佐藤五衛門殿	
338	119下	文政13. 1. 21	(奉行所達) (御救帳面へ記し廻す事)	小宮伴衛門→佐藤五衛門殿	
339	119下	文政13. -. -	(留書) (清水道碑石柵に付)		
340	119下	文政13. -. -	(留書) (吉田村組頭庄三郎年頭節句家格申し付けの事)		
341	119下	文政13. 1. -	以書附申上候 (御町年寄并に次坐家格落合長四郎家格御引立願いに付)	佐藤五衛門 印・左近司長三郎 印・加藤 又衛門 印→御町御奉行所様	
342	120下	文政13. 1. -	以書附申上候 (一代御町年寄並次坐佐藤五衛門家格御引立願いに付)	落合長四郎 印・左近司長三郎 印・加藤 又衛門 印→御町御奉行所様	
343	123上	文政13. 1. 21	(留書) (奥津長門守様御定府に付御達)		
344	123上	文政13. 1. 23	(留書) (笠原碑石外柵拵場所見分に付)		
345	123下	文政13. 1. 24	(奉行所達) (曲尺手町名主忠次郎へ達)	小宮伴衛門→佐藤五衛門殿	
346	123下	文政13. 1. 24	(奉行所達) (養老初請取手形廻しに付)	小宮伴衛門→佐藤五衛門殿	
347	123下	文政13. 1. -	請取申初之事 (九十歳以上五人に初渡しに付)	広瀬伝五衛門・照沼庄八 印・小宮左吉 印・小宮伴衛門 印・中山庄司左衛門 印・ 何方作左衛門 印→三輪友衛門殿・市村仁 衛門殿・久保田次左衛門殿・渡辺宮内衛門 印・山田六郎衛門・岡田新太郎 印	
348	124上	文政13. 1. 25	(留書) (十町目名主銀蔵退役に付御達)		
349	124下	文政13. 1. 25	(留書) (衣服着逃の件に付御達)		

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
350	124下	文政13. 1. 25	[奉行所達] (御褒美金記入の御救帳請取に付)	小宮伴衛門→佐藤五衛門殿	
351	124下	文政13. 1. 25	[廻状写] (御用留目録請取の節吟味の事)	佐藤五衛門→藤柄町下新町迄九支配名主	
352	125上	文政13. 1. -	舩銭割合覚	吉田大工町組頭 庄三郎印・右町名主 佐兵衛印→御町御年寄衆	
353	125下	文政13. 1. -	舩銭書上覚	裏町目名主 利兵衛印→御町御役所様	
354	126下	文政13. 1. -	覚(問屋舩銭に付書上)	本五町目名主 市郎衛門印→御町御役所様	
355	126下	文政13. 1. -	覚(償間口舩銭割に付)	十町目名主 銀蔵印→御町御年寄様	
356	127上	文政13. -. -	口達之覚(唄三味線稽古に付)		
357	127下	文政13. 1. -	舩銭割合覚(御町年寄衆水道掛等御免間口舩銭に付)	本四町目名主代 久左衛門印・本三町目同三郎衛門印→御町御役所様	
358	129上	文政13. 1. 26	[奉行所達] (諸祝事着服等に付御達)	小宮伴右衛門→藤柄町より下新町迄九支配名主	
359	130下	文政13. -. -	[奉行所達] (文公様御法事に付鳴物殺生等御停止)	小宮伴右衛門→藤柄町より下新町迄九支配名主当て	
360	130下	文政13. 2. -	口上之覚(八幡祭礼吉田明神祭礼踊差出に付)	上下御町年寄共→御役所様	
361	130下	文政13. 2. 4	[奉行所達] (哀公様御忌日に付殺生御停止)	小室佐吉→-	
362	131上	文政13. 2. 2	[奉行所達] (大目附殿より諸向への御達書付写)	小室佐吉→惣名主へ	
363	131下	文政13. 2. 6	[奉行所達] (吉田神社祭踊屋舩停止の事)	小室佐吉→加藤又右衛門殿	
364	131下	文政13. 2. -	(届書)(御祭礼御用船舩入用の儀に付)	裏四町目組頭 新吾印・本肴町同 久衛門印・裏三町目八郎次印・名主 紋兵衛印→御町御役所様	
365	132上	文政13. 2. -	(届書)(御通棺御道筋御見分に付)	下新町組頭 三衛門印・同名主 源衛門印→御町御役所様	
366	132上	文政13. 2. -	乍恐以書付奉願上候事(御新葬に付御救の事)	下御町名主共・藤柄町名主 佐兵衛印→御町御役所様	
367	132下	文政13. 1. -	差上申手形之事	佐藤五衛門印・左近司長三郎印→御役所様	
368	132下	文政13. 2. -	覚(惣金高御尋に付)	江幡藤助・木村伝次→御役所様	
369	133上	文政13. 2. 24	[奉行所達] (盲女座頭の手形請取に付)	小室佐吉→落合長四郎殿	
370	133下	文政13. 3. -	請取申鑑之事	広瀬伝五衛門印・照沼庄八印・小室佐吉印・小室伴衛門・中山庄司左衛門印・河方作左衛門印・渡辺宮内衛門印・山田六郎衛門印・近藤儀太夫印→長瀬三衛門殿・大関和七郎殿	
371	133下	文政13. 2. 26	[奉行所達] (御出生の御子様方御名の儀に付)	小室佐吉→諸向	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
372	134上	文政13. 2. 26	[奉行所達] (火之元用心之儀に付)	小室左吉→-	
373	134上	文政13. 3. 2	[奉行所達] (別冊書出之枕指出の儀に付)	照沼庄八→佐藤五衛門殿	
374	134下	文政13. 3. 4	[奉行所達] (琴三味線弾の儀に付)	照沼庄八→加藤又衛門様	
375	134下	文政13. - . -	[留書] (手伝いに付)		
376	134下	文政13. 3. 6	[町年寄達] (町用指出利足下ヶ等に付)	左近司長三郎→例之通名主連名之宛	
377	134下	文政13. 3. 8	[用状] (金拝借之義に付)	左近司長三郎→上田作重郎様・岩田太郎衛門様・江幡彦助様・石田与左衛門様	
378	135下	文政13. 3. 10	[用状] (日雇高直の儀に付)	左近司長三郎→-	
379	135下	文政13. 3. 11	[奉行所達] (日雇銭高直の儀に付)	照沼庄八→左近司長三郎殿	
380	136上	文政13. - . -	[留書] (日雇銭高直之義に付)		
381	136上	文政13. 3. 25	覚 (御用金上納之義に付)	四人連絡→-	
382	136下	文政13. 3. -	口上覚 (蔵入金鑑勘定掛御免願いの儀に付)	左近司長三郎→御役所様	
383	136下	文政13. - . -	[留書] (悪遊に付過料の上呵押込の儀に付)		
384	137上	文政13. - . -	[留書] (哀公様御新葬御法事の節、御称美の者書上)	鈴木太兵衛・木村伝六→-	
385	138上	文政13. 3. -	乍恐以書付奉願上候事 (御下金支払願いの儀に付)	江幡次郎衛門印・佐藤五衛門印→御町御役所様	
386	139上	文政13. 3. -	口上覚 (奉行夫人足補金等割合之義に付)	清水町名主組頭不拔連印→御町御役所様	
387	139上	文政13. 3. -	覚 (御新葬に付下された金高の儀に付)	本七町目組頭 助兵衛印・裏七町目組頭 藤七印・材木町同 源次郎印・本七町目名主 多一郎印→御町御役所様	
388	140上	文政13. 3. -	覚 (御新葬に付御救金の儀に付)	右町役人共印→御町御役所様	
389	140下	文政13. - . -	[留書] (風俗縁組の儀に付)	→諸向	
390	141上	文政13. 3. 11	覚 (御用金手形納に付)	御勘定書→加藤五衛門殿・左近司長三郎殿・落合長四郎殿・佐藤五衛門殿	
391	141下	文政13. 3. 15	[奉行所達] (御祭礼風流物の儀に付)	中川藤四郎・嶋田権三郎→惣名主へ	
392	141下	文政13. 閏3. 16	[公儀触] (火付者の儀に付)	水野出羽守殿→林阿弥→御城付共/広瀬伝五衛門→-	
393	141下	文政13. 閏3. -	[奉行所達] (御新葬御使者宿の儀に付)	広瀬伝五衛門→-	
394	142上	文政13. 閏3. -	口上覚 (七軒町屋敷の儀に付)	七軒町組頭 吉兵衛印・裏一町目名主 利兵衛印→御町御役所様	
395	142上	文政13. 閏3. -	口上覚 (御新葬御使者宿の儀に付)	木村伝六印→御年寄衆	
396	142上	文政13. 閏3. -	口上覚 (御使者宿の儀に付)	七軒町 吉郎衛門印→-	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
397	142下	文政13. - . -	[奉行所達] (御目見罷り出候者の俸の上下着用免許の儀)		
398	142下	享保3. 11. 12	上下着用御改之事	→惣名主組頭共	
399	142下	宝暦6. 12. 25.	[留書] (上下着用の儀に付)	御役所→名主共	
400	143上	文政13. 4. 7	[奉行所達] (御祭礼太鼓笛吹宿の儀に付)	照沼庄八→左近司長三郎殿	
401	143上	文政13. 4. 7	[奉行所達] (御祭礼の節入用茶碗等請取の儀に付)	照沼庄八→左近司長三郎殿	
402	143上	文政13. 5. 1	[用状] (御祭礼の節御茶代に付)	広瀬伝五衛門→加藤又衛門様	
403	143下	文政13. 5. 1	覚 (御祭礼の節請取候金)	加藤又衛門印→-	
404	143下	文政13. - . -	[奉行所達] (町家并郷地に住居の者の儀に付)	→諸向	
405	143下	文政13. 5. 1	[奉行所達] (紙幟本数の儀に付)	小室左吉→名主	
406	143下	文政13. - . -	[留書] (貸替セ金の儀に付)		
407	144上	文政13. - . -	[留書] (諸家格願いの儀に付)		
408	144上	文政13. 5. -	口上覚 (組頭格へ引立願いの儀に付)	佐藤五衛門印・落合長四郎印・左近司長三郎印→御役所様	
409	144下	文政13. 5. -	[留書] (御救金差引不足調べに付)		
410	144下	文政13. 5. 21	御救金指引之覚	(伝六→広瀬伝五衛門殿)	
411	145下	文政13. 5. -	覚 (拾い候金御見付受取の儀に付)	中石崎村庄屋 清兵衛→左近司長三郎殿	
412	145下	文政13. 6. 2	[奉行所達] (広正院様御通棺の儀に付)	広瀬伝五衛門→左近司長三郎殿	
413	146上	文政13. - . -	[留書] (広正院様御通棺の儀に付)	→御町年寄	
414	146上	文政13. 6. 14	覚 (広正院様御通棺の儀に付)	広瀬伝五衛門→-	
415	146下	文政13. 6. 14	[留書] (役所買穀の儀に付)	広瀬伝五衛門→左近司長三郎殿	
416	147上	文政13. 6. -	口上覚 (初直段白米小売直段の儀に付)	本六町目・本七町目 米屋共→本七町目名主 太一郎印・本六町目名主 市郎衛門印→御町御役所様	
417	147下	文政13. 6. -	乍恐以書付奉願上候事 (御払初御済口願いの儀に付)	本六町目・本七町目 穀屋共→本六町目組頭 善衛門印・本七町目組頭 勤兵衛印・本七町目名主 太一郎印・本六町目名主 市郎衛門印→御町御奉行所様	
418	148下	文政13. 7. -	口上覚 (初大麦粟稗以外他所へ出穀御免の儀に付)	本五町目名主 市郎衛門印→御町御年寄様	
419	149上	文政13. 12. -	寅暮諸指銭帳	組頭 吉兵衛印・名主 利兵衛印→-	
420	149下	文政13. 12. -	[寅暮諸指銭帳]	七軒町与頭 吉兵衛印・右名主 利兵衛印→-	
421	150上	文政13. 12. -	寅暮諸指銭帳	組頭 理八印・名主 利兵衛印→-	
422	150下	文政13. 12. -	寅暮諸指銭帳	組頭 太三郎印・名主 利兵衛印→-	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
423	151上	文政13. 12. -	寅暮諸指銭帳	組頭 四郎兵衛印・名主 利兵衛印→-	
424	151下	文政13. 8. -	口上覚(支配住居御諸士様方書上)	紺屋町組頭 理八郎・裏一町目名主 利兵衛印→御町御役所様	
425	151下	文政13. 8. -	口上覚(御利足上納の儀に付)	本一町目組頭 太三郎印・七軒町同 吉兵衛印・右名主 利兵衛印→御町御役所様	
426	152上	文政13. 8. 23	[用状](御町医共医書講訳聴聞の儀に付)	中川彦四郎→佐藤五衛門殿	
427	152下	文政13. - -	[留書](書上帳五冊廻しに付)		
428	152下	文政13. 9. 9	[奉行所達](道橋掃除申付に付)	小室左吉→藤柄町より下新町迄	
429	152下	文政13. 9. -	口上覚(笠原不動院歎化の儀に付)	下御町惣名主共・藤柄町名主 佐兵衛印→-	
430	153上	文政13. 9. 6	口上(養子御済口願の儀に付)	加藤貞吉印→御役所様	
431	153上	文政13. 9. -	口上(跡取の儀に付)	加藤七郎印→御役所様	
432	153上	文政13. 9. 8	[御用状](加藤又衛門願の儀に付)	小室左吉→落合長四郎殿	
433	153下	文政13. 9. -	以書付奉願上候事(養子御済口願の儀に付)	加藤又衛門印→御町御奉行所様	
434	153下	文政13. 9. 14	[奉行所達](御家中衣服着用の儀に付)	小室左吉→藤柄町より町順右名主	